

令和 6 年 第 3 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日（火）午後1時30分から午後2時33分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	3番	石田 光
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上岡幸宏

参事 磯部高志

農地調整係 係長 荻原美江

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号3番 石田光委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長

事務局の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川田恒夫委員、議席番号15番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条753番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は1.0km 所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機2台、籾摺り機1台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は370日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条754番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しておりま

す。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は720日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条755番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.4km、所要時間は70分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は290日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年3月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条163番について、調査班をお願いします。

調査班

4条163番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は、第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年3月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

議案の説明に入る前に事業計画の変更について、ご説明します。過去に転用許可を受けたものの転用行為が完了していない場合に、用途や実行者等を変更する手続きです。

(議案第 3 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第 3 号 変更 25 番から 28 番について、調査班お願いします。

調査班

変更 25 番について報告します。変更内容は、開発区域の変更になります。次に、許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項 1 から 6 については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。

変更 26 番について報告します。変更内容は、許可後の用途の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項 1 から 6 については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。

変更 27 番について報告します。変更内容は、事業計画の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項 1 から 6 については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。

変更 28 番について報告します。変更内容は、事業計画の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項 1 から 6 については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第 3 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 3 号について、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第 3 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年3月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号5条1064番から1073番について、調査班お願いします。

調査班

5条1064番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1を超えないものに該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1065番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1066番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1067番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1068番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1069番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は、〇〇町〇〇番、〇〇番の土地が第1種農地のため原則不許可。また、〇〇町〇〇番、〇〇番の土地は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1070番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1071番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1072番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1073番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2 番 川田 恒夫委員 どうぞ

2 番
川田委員

質疑ではないのですが、私の方から報告をさせていただきたいんですけど。土地改良区管内で佐野用水の改修工事が令和6年から始まるのですが、工事期間中は佐野市土地改良区管内の農地転用ができなくなりますということが、県からございましたので報告いたします。

揚水場の指示がコンピューターでできるのですが、3機が壊れてしまっていて、前理事長の野村さんもお存じと思うのですが、その改修工事が終わるまでは転用できませんと県の方からお達しがありました。

議 長

今回の案件には影響はあるのですか。

2 番
川田委員

大丈夫です。1071番、1072番の案件が入ってたんですけども、それは県の方もなんとか認可したようです。

議 長

報告ということですね。わかりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号の1071番と1072番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1071番と1072番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第５号非農地証明願についてを議題といたします。事務局をして議案第５号の説明をさせます。

事務局

議案第５号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和６年３月２６日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第５号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第５号非農地５３２番から５３４番について、調査班お願いします。

調査班

非農地５３２番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないものと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないものと思われます。

非農地５３３番について報告いたします。願出地の北には農地がありますが、営農に支障はないものと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないものと思われます。

非農地５３４番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないものと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないものと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第５号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第５号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第 6 号の説明をさせます。

事務局

議案第 6 号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和 6 年 3 月 26 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 6 号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係及び所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 6 号利用権設定関係、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして議案第 7 号の説明をさせます。

事務局

議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和 6 年 3 月 26 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 7 号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

こちらは、所有者不明農地として、昨年10月に総会に上程した内容の継続案件になります。県知事の裁定を受け、3月29日に県の公告がされ、中間管理機構が借り受けています。今回の案件で、中間管理機構から借受人に貸し付けられることになります。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時33分閉会